

新しい人権問題への対応(その五)



研究センター理事長
学校法人同志社総長

大谷 實

今回は、この夏の大きな話題となった相模原障害者施設殺傷事件について考えてみることにします。事件は、今年の七月二六日、Xという二六歳の男性が、今年の2月まで勤務していた障害者福祉施設の入居者の居住室に侵入し、刃物で刺すなどの傷害を加え、重度の障害者19人を殺害し、26人を負傷させたというものです。この事件で特に注目されたのは、被疑者が事件を起こした約4か月前に、「重度の障害者には安楽死を」といった言動があったことから、「他人を傷つけるおそれがある」という理由で、精神科病院に強制入院させられていたということです。

被疑者であるXは、「障害者は不幸を作ることしかできません」といった手紙で衆議院議長や首相に向けて犯

行を予告していたところから、新聞等のメディアでは、事件は、優生思想を復活させ、共生社会を揺るがす犯罪であるとして深刻に受け取られているようです。しかし、障害者との共生を目指す現行の法体制の下で、このような事件がきっかけとなって優生思想が復活するとは到底考えられません。

私は、むしろ、折角精神科病院に入院させたのだから、退院させないで治療を継続していれば、事件は起こらなくて済んだのに、安易に退院させたために大変な事件が発生したのではないかとという理由で、今日の精神科医療に対する不信任が助長されるのではないかが気になります。

病院への入院は、普通、患者本人の意思によらなければなりません。精神科病院への入院は、精神保健福祉法という法律で、任意入院、医療保護入院及び措置入院の三つの形が予定されています。任意入院は、精神障害者本人の同意に基づき入院制度でありまして、一般の入院と変わりがありませんが、医療保護入院は、精神障害者の医療保護のために、本人の同意なしに家族等の同意で精神科病院に入院させる制度です。そして、今回の事件で問題となった措置入院は、資格を有する医師(指定医)の診察の結果、入院させなければ自分自身または他人に害を及ぼすおそれ(自傷他害のおそれ)があると認められた者につき、知事の権限で入院させる制度であります。後の二つは、本人の同意なしの入院という意味で、

強制入院と呼ばれています。

強制入院制度は、患者本人の自由を奪って無理に入院させるものですから、患者の医療保護のためとはいえ、深刻な人権問題となることは申すまでもありません。しかし、新しい憲法になってから、精神障害者の人権が正面から議論されるようになりましたのは、一九七〇年代からでありまして、今回、精神障害者の人権問題を新しい人権問題として取り上げた所以です。

精神科医療における人権問題は、主として強制医療である医療保護入院と措置入院に関して生ずるのですが、そのうち医療保護入院については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という流れの下、強制入院からの解放を目指して、精神障害者退院促進事業が展開されています。しかし、本来、強制的に入院する必要のない者が、社会的な受け入れの条件が整っていないために入院させられている実態は、大きな人権上の課題となっています。

一方、措置入院は、「自傷他害のおそれ」という将来の自殺や犯行の危険性を要件として強制的に入院させることから、社会の安全・保安を理由に自由を奪う制度と考えられてきました。しかし、そもそも精神科医療は、精神障害者の医療保護を通じて、その社会復帰を促進するために行われるというのが法律の趣旨であり、社会の安全・保安を目指すものではありませんから、今回の事件を犯罪防止上の問題として議論するのは不当です。

問題は、二つに帰着します。一つは、被疑者Xは「精

神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は害を及ぼすおそれ」のある病状にあったかどうかであり、もう一つは、退院の時に、そのような「おそれ」が消失していたかどうかです。いずれも医学的な判断であり、法律上は、入院の時は「二人以上の指定医」の診察、退院の時は一人の指定医の診察に基づかなければなりません。この要件を満たしている限り、今回の事件の精神保健福祉法上の処理は、妥当と言うほかありません。問題が生ずるのは、それぞれの指定医の診断が不適切な場合です。厚生労働省の検討会によりますと、Xの措置入院及び退院に係る指定医の診断には、問題はなかったとされています。

確かに、「自傷他害のおそれ」は将来の予測にすぎませんから、あいまいで漠然としたものであります。そのような漠然とした判断で自由を束縛するのは、はなはだしい人権侵害であると言えなくもありません。事実、現行の措置入院制度を人権侵害として強く批判する見解もかつては有力でした。しかし、精神障害者の医療保護のために自傷他害のおそれを要件として強制的に治療することが必要な場合もあることも事実であり、要は、適切な医療上の判断に基づいているかどうかにかかっています。

今回の事件をきっかけとして、措置入院制度の見なおしを示唆する意見もありましたが、慎重な論議が必要であるように思います。